

名古屋高等裁判所裁判官会議議事録

第1 開催日時 令和2年6月26日(金)午後4時

第2 開催場所 名古屋高等裁判所大会議室

第3 出席者 別紙出席者名簿のとおり

第4 議事の経過及び結果

1 承認を求める事項

次の事項について、全員異議なく承認した。

- (1) 裁判官の配置の定めの一部変更について
別添の裁判官会議資料第1の1に記載のとおり
- (2) 裁判事務の分配の定めの一部変更について
別添の裁判官会議資料第1の2に記載のとおり
- (3) 裁判官に差し支えがあるときの代理順序の定めの一部変更について
別添の裁判官会議資料第1の3に記載のとおり
- (4) 司法行政事務の代理順序の定めの一部変更について
別添の裁判官会議資料第1の4に記載のとおり

2 報告事項

次の事項について、報告を受けた。

- (1) 裁判官の職務代行について
別添の裁判官会議資料第2の1に記載のとおり
- (2) 各種委員及び係裁判官の定めの一部変更について
別添の裁判官会議資料第2の2に記載のとおり
- (3) 裁判官以外の裁判所職員の人事異動等について
別添の裁判官会議資料第2の3に記載のとおり
- (4) 裁判官以外の裁判所職員の昇格について
別添の裁判官会議資料第2の4に記載のとおり

(5) その他（文書開示）

別添の裁判官会議資料第2の5に記載のとおり

令和2年7月2日

議事録作成者

裁判所事務官



議 長

高等裁判所長官



(別紙)

出席者名簿

1 裁判官会議構成員

(本庁)	高裁長官	永倉	野田	厚郎	郎
	判事	倉田	田慎	慎也	也
	判事	古久保	久保正	正人	人
	判事	水谷	谷美穂	美穂子	子
	判事	始関	関正	正光	光
	判事	鹿野	野伸	伸二	二
	判事	後藤	藤眞知	眞知子	子
	判事	竹内	内浩	浩史	史
	判事	萩本	本		修
	判事	末吉	吉幹	幹和	和
	判事	鵜飼	飼祐	祐充	充
	判事	田中	中聖	聖浩	浩
	判事	福田	田千恵	千恵子	子
	判事	永山	山倫	倫代	代
	判事	飯野	野里	里朗	朗
	判事	西野	野光	光子	子
	判事	升川	川智	智道	道
	判事	西村	村		修
	判事	入江	江克	克明	明
	判事	日置	置朋	朋弘	弘
	判事	秋吉	吉信	信彦	彦
	判事	高山	山橋	橋信	幸
	判事	山田	田順	順子	子
	判事	大久保	久保優	優子	子
	判事	菱川	川孝	孝之	之
(金沢支部)	判事	高山	山光	光明	治
	判事	高蓮	蓮井	俊	修
	判事	橋本	本		修
	判事	峯金	金容	容	子
	判事	永井	井健	健	一

2 構成員以外の者

事務局次長	池田	俊彦	彦
民事首席書記官	寺尾	英明	明
刑事首席書記官	小林	敏康	康
総務課長	小早川		太

令和2年6月26日(金)開催

裁判官会議資料

目

次

第1 承認を求める事項

- 1 裁判官の配置の定めの一部変更について・・・・・・・・・・ 1
- 2 裁判事務の分配の定めの一部変更について・・・・・・・・・・ 6
- 3 裁判官に差し支えがあるときの代理順序の定めの一部変更について・・ 10
- 4 司法行政事務の代理順序の定めの一部変更について・・・・・・・・ 11

第2 報告事項

- 1 裁判官の職務代行について・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 各種委員及び係裁判官の定めの一部変更について・・・・・・・・ 12
- 3 裁判官以外の裁判所職員の人事異動等について・・・・・・・・ 17
- 4 裁判官以外の裁判所職員の昇格等について・・・・・・・・ 17
- 5 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

(3) 令和2年2月28日から、次のとおり一部を変更した。

〔第1 裁判官の配置〕

旧	新
<p>1 本庁</p> <p>民事第1部 裁判長 判 倉 田 慎 也 判 判 田 浩 典 判 判 邊 め ぐ み 判 判 場 孝 二 判 判 保 智 道 判 判 川 好 英 判 判 池 好 英 (代行)</p>	<p>1 本庁</p> <p>民事第1部 裁判長 判 倉 田 慎 也 判 判 田 浩 典 判 判 邊 め ぐ み 判 判 場 孝 二 判 判 保 智 道 判 判 川 好 英 (代行)</p>

(4) 令和2年3月10日から、次のとおり一部を変更した。

〔第1 裁判官の配置〕

旧	新
<p>1 本庁</p> <p>民事第2部 裁判長 判 松 並 重 雄 判 判 鳥 居 俊 一 判 判 飯 野 俊 朗 判 判 野 持 里 亮</p>	<p>1 本庁</p> <p>民事第2部 裁判長 判 萩 本 修 判 判 鳥 居 俊 一 判 判 飯 野 俊 朗 判 判 野 持 里 亮</p>

(5) 令和2年4月1日から、次のとおり変更した。

〔第1 裁判官の配置〕

旧		新	
1 本庁		1 本庁	
民事第1部 裁判長	判 事 倉 田 慎 也 判 事 倉 田 大 久 邊 浩 也 判 事 判 事 大 久 邊 浩 也 判 事 判 事 判 事 大 久 邊 浩 也 判 事 判 事 判 事 判 事 大 久 邊 浩 也	民事第1部 裁判長	判 事 倉 田 慎 也 判 事 判 事 永 山 倫 代 判 事 判 事 久 山 孝 二 判 事 判 事 判 事 升 保 智 道 判 事 判 事 判 事 判 事 入 川 智 克 明
民事第2部 裁判長	判 事 萩 本 修 判 事 判 事 鳥 居 俊 一 判 事 判 事 判 事 飯 野 里 朗 亮 判 事 判 事 判 事 判 事 飯 野 持 俊 里 俊 一 朗 亮	民事第2部 裁判長	判 事 萩 本 修 判 事 判 事 末 吉 幹 和 判 事 判 事 判 事 鳥 居 野 俊 一 判 事 判 事 判 事 判 事 飯 野 置 里 朋 朗 弘 (代行)
民事第3部 裁判長	判 事 始 関 正 光 判 事 判 事 近 藤 猛 司 判 事 判 事 判 事 蛇 名 日 奈 子 判 事 判 事 判 事 判 事 日 比 野 幹 幹	民事第3部 裁判長	判 事 始 関 正 光 判 事 判 事 判 事 竹 内 浩 史 判 事 判 事 判 事 判 事 西 野 光 子 判 事 判 事 判 事 判 事 秋 吉 信 彦
民事第4部 裁判長	判 事 古 久 保 正 人 判 事 判 事 水 久 谷 美 穂 子 判 事 判 事 判 事 高 橋 信 幸	民事第4部 裁判長	判 事 古 久 保 正 人 判 事 判 事 判 事 判 事 水 西 村 信 修 判 事 判 事 判 事 判 事 高 橋 信 幸
刑事第2部 裁判長	判 事 鹿 野 伸 二 判 事 判 事 判 事 後 藤 真 知 判 事 判 事 判 事 判 事 入 江 川 祐 子 判 事 判 事 判 事 判 事 菱 川 孝 之	刑事第2部 裁判長	判 事 鹿 野 伸 二 判 事 判 事 判 事 判 事 後 藤 真 知 判 事 判 事 判 事 判 事 判 事 鶴 飼 祐 子 判 事 判 事 判 事 判 事 判 事 菱 川 孝 之
2 金沢支部		2 金沢支部	
第1部 (民事) 裁判長	判 事 田 中 寿 生 判 事 判 事 高 山 光 明	第1部 (民事) 裁判長	判 事 田 中 寿 生 判 事 判 事 判 事 高 山 光 明

(7) 令和2年5月8日から、次のとおり変更した。

〔第1 裁判官の配置〕

旧		新	
1 本庁		1 本庁	
特別部 裁判長	判 判 判 判 判	特別部 裁判長	判 判 判 判 判
事 事 事 事 事	倉 古 鹿 堀 水 後 福	官 事 事 事 事	永 倉 古 鹿 堀 水 後 福
	田 保 野 内 谷 藤 田		野 田 保 野 内 谷 藤 田
	慎 正 伸		厚 慎 正 伸
	也 人 二 満 子 子		郎 也 人 二 満 子 子
	美 眞 千		美 眞 千
	穂 知 恵		穂 知 恵

(8) 令和2年6月1日から、次のとおり変更した。

〔第1 裁判官の配置〕

旧		新	
1 本庁		1 本庁	
民事第2部 裁判長	判 判 判 判 判	民事第2部 裁判長	判 判 判 判 判
事 事 事 事 事	萩 末 鳥 飯 日	事 事 事 事 事	萩 末 鳥 飯 日
	本 吉 居 野 置		本 吉 野 置
	幹 俊 里 朋		幹 俊 里 朋
	修 和 一 朗 弘		修 和 一 朗 弘
	(代行)		

(9) 令和2年6月12日から、次のとおり変更した。

〔第1 裁判官の配置〕

旧							新							
2 金沢支部 第1部(民事)							2 金沢支部 第1部(民事)							
裁判長	判	事	田	中	寿	生	裁判長	判	事	蓮	井	俊	治	(代行)
	判	事	高	山	光	明		判	事	田	中	寿	生	
	判	事	細	川	二	朗		判	事	高	山	光	明	
	判	事	橋	本	一	修		判	事	高	川	二	朗	
	判	事	峯	金	容	子		判	事	橋	本	一	修	
	判	事	永	井	健	一		判	事	峯	金	容	子	
								判	事	永	井	健	一	

2 裁判事務の分配の定めの一部変更について

令和2年4月1日から、次のとおり一部を変更した。

〔第2 裁判事務の分配〕

旧	新
2 本庁	2 本庁
(1) 民事及び行政に関する事件の分配	(1) 民事及び行政に関する事件の分配
ア 上告事件は、受付順に従い、民事各部に順次分配する。	ア 上告事件は、受付順に従い、民事各部に順次分配する。
イ 控訴事件は、	イ 控訴事件は、
(ア) 一般民事控訴事件	(ア) 一般民事控訴事件
(イ) 労働関係民事控訴事件	(イ) 労働関係民事控訴事件
(ウ) 行政控訴事件	(ウ) 行政控訴事件
の各種別ごとに、記録丁数1,000丁未満のもの、1,000丁以上3,000丁未満のもの及び3,000丁以上8,000丁未満のものに区分	の各種別ごとに、記録丁数1,000丁未満のもの、1,000丁以上3,000丁未満のもの及び3,000丁以上8,000丁未満のものに区分

し、種別及び区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。8,000丁以上のものは、上記種別に関わりなく、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、控訴状が当庁に提出されたときは、以上の定めとは別に民事各部に順次分配する。

ウ 第一審事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

- (ア) 選挙に関する訴訟事件
- (イ) その他の行政訴訟事件
- (ウ) 人身保護請求事件

エ 抗告事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、抗告状が当庁に提出された事件は、これとは別に民事各部に順次分配する。また、審判前の保全処分に対する抗告事件とその本案審判に対する抗告事件は、両事件を同一日に受け付けた場合に限り、両事件を同一の部に分配する。

- (ア) 民事抗告事件（再抗告事件を含む。ただし、遺産分割審判事件に対するもの（以下「遺産分割抗告事件」という。）を除く。）

し、種別及び区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。8,000丁以上のものは、上記種別に関わりなく、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、控訴状が当庁に提出されたときは、以上の定めとは別に民事各部に順次分配する。

ウ 第一審事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

- (ア) 選挙に関する訴訟事件
- (イ) その他の行政訴訟事件
- (ウ) 人身保護請求事件

エ 抗告事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、抗告状が当庁に提出された事件は、これとは別に民事各部に順次分配する。また、審判前の保全処分に対する抗告事件とその本案審判に対する抗告事件は、両事件を同一日に受け付けた場合に限り、両事件を同一の部に分配する。

- (ア) 民事抗告事件（再抗告事件を含む。ただし、遺産分割審判事件に対するもの（以下「遺産分割抗告事件」という。）を除く。）

(イ) 遺産分割抗告事件

(ウ) 行政抗告事件

(エ) 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件

オ 一の部に分配した上告、控訴及び抗告の事件と原裁判(追加裁判を含む。)を同じくする後に受理した上告、控訴、抗告及び高等裁判所が第一審として行う家事審判の事件並びにこれらの事件に対する当事者参加申立、反訴及び選定者に係る請求の追加事件は、アからエまでの定めにかかわらず、最初に分配を受けた部に分配する。この場合においては、事件の分配上は件数として数えない。

カ 家事事件手続法274条3項により事件を調停に付した上、自ら処理することとした家事調停事件は、調停に付した部に分配する。この場合においては、当該部の一人の裁判官を同条4項の裁判官とする。

キ 再審事件(準再審事件を含む。以下同じ。)は、原裁判をした部に分配する。

ク 差戻事件は、記録丁数1,000丁

(イ) 遺産分割抗告事件

(ウ) 行政抗告事件

(エ) 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件

オ 一の部に分配した上告、控訴及び抗告の事件と原裁判(追加裁判を含む。)を同じくする後に受理した上告、控訴、抗告及び高等裁判所が第一審として行う家事審判の事件並びにこれらの事件に対する当事者参加申立、反訴及び選定者に係る請求の追加事件は、アからエまでの定めにかかわらず、最初に分配を受けた部に分配する。この場合においては、事件の分配上は件数として数えない。

カ 家事事件手続法274条3項により事件を調停に付した上、自ら処理することとした家事調停事件は、調停に付した部に分配する。この場合においては、当該部の一人の裁判官を同条4項の裁判官とする。

キ 再審事件(準再審事件を含む。以下同じ。)は、原裁判をした部に分配する。

ク 差戻事件は、記録丁数1,000丁

未満のものと1,000丁以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、これによって定まる部が当該事件の原裁判をした部であるときは、次順位の部に分配し、後者が直近に受けるべき同一区分に属する差戻事件を前者に分配する。

ケ 民事部の裁判官又は書記官に関する除斥及び忌避の申立事件は、当該裁判官又は書記官の属する部の次順位の民事部に分配する。

コ 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の異議申立事件は、原裁判をした部又は原裁判をした裁判官の属する部の次順位の民事部に分配する。

サ その他の事件は、これに関連する本案事件が係属し、又は終局した部に分配する。ただし、本案事件の係属する部が未定のものは、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

シ 上記ア、イ及びエの定めにかかわらず、上告事件、控訴事件及び抗告事件は、民事第1部、民事第2部及び民事

未満のものと1,000丁以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、これによって定まる部が当該事件の原裁判をした部であるときは、次順位の部に分配し、後者が直近に受けるべき同一区分に属する差戻事件を前者に分配する。

ケ 民事部の裁判官又は書記官に関する除斥及び忌避の申立事件は、当該裁判官又は書記官の属する部の次順位の民事部に分配する。

コ 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の異議申立事件は、原裁判をした部又は原裁判をした裁判官の属する部の次順位の民事部に分配する。

サ その他の事件は、これに関連する本案事件が係属し、又は終局した部に分配する。ただし、本案事件の係属する部が未定のものは、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

第3部に4の割合で、民事第4部に3の割合で分配する。

3 裁判官に差し支えがあるときの代理順序の定めの一部変更について
 令和2年4月1日から、次のとおり一部を変更した。

旧	新
<p>1 本庁</p> <p>(1) 裁判長に差し支えがあるときは、その部の他の裁判官が第1の1に掲げる順序により代理する。</p> <p>(2) 一の部に属する裁判官に差し支えがあり、当該部の裁判官によって合議体を構成することができないときは、他の部に属する裁判官（裁判長を除く。）のうち、長官が指名する裁判官が代理する。</p> <p>(3) 一の部に属する裁判官全員に差し支えがあるときの代理順序は、次のとおりとする。</p> <p>ア 民事及び行政に関する事件については、民事第1部と民事第2部の間において、民事第3部と民事第4部の間において、それぞれ相互に代理する。ただし、急を要する事件について代理すべき部にも差し支えがあるときは、長官が指定する他の部において代理する。</p>	<p>1 本庁</p> <p>(1) 裁判長に差し支えがあるときは、その部の他の裁判官が第1の1に掲げる順序により代理する。</p> <p>(2) 一の部に属する裁判官に差し支えがあり、当該部の裁判官によって合議体を構成することができないときは、他の部に属する裁判官（裁判長を除く。）のうち、長官が指名する裁判官が代理する。</p> <p>(3) 一の部に属する裁判官全員に差し支えがあるときの代理順序は、次のとおりとする。</p> <p>ア 民事及び行政に関する事件については、民事第1部と民事第2部の間において、民事第3部と民事第4部の間において、それぞれ相互に代理する。ただし、急を要する事件について代理すべき部にも差し支えがあるときは、長官が指定する他の部において代理する。</p>

<p>イ 刑事に関する事件については、刑事第1部と刑事第2部の間において相互に代理する。ただし、急を要する事件について代理すべき部にも差し支えがあるときは、長官が指定する他の部において代理する。</p>	<p>イ 刑事に関する事件については、刑事第1部と刑事第2部の間において相互に代理する。ただし、急を要する事件について代理すべき部にも差し支えがあるときは、長官が指定する他の部において代理する。</p> <p><u>(4) 自然災害発生時等の緊急時において</u> <u>は、上記(1)から(3)にかかわらず、長官が</u> <u>指名する裁判官が代理することができる。</u></p>
---	---

4 司法行政事務の代理順序の定めの一部変更について

(1) 令和2年2月26日から、次のとおり一部を変更した。

〔第5 司法行政事務の代理順序〕

旧	新
<p>2 金沢支部長に差し支えがあるときの代理順序 第1順位 判 事 齋 藤 正 人 第2順位 判 事 細 川 二 朗</p>	<p>2 金沢支部長に差し支えがあるときの代理順序 第1順位 判 事 <u>高 山 光 明</u> 第2順位 判 事 細 川 二 朗</p>

(2) 令和2年6月12日から、次のとおり一部を変更した。

〔第5 司法行政事務の代理順序〕

旧	新
<p>2 金沢支部長に差し支えがあるときの代理順序 第1順位 判 事 高 山 光 明 第2順位 判 事 細 川 二 朗</p>	<p>2 金沢支部長に差し支えがあるときの代理順序 第1順位 判 事 <u>蓮 井 俊 治</u> 第2順位 判 事 細 川 二 朗</p>

5 研修指導係裁判官 判 事 水 谷 美穂子	5 研修指導係裁判官 判 事 <u>永 山 倫 代</u>
---------------------------	----------------------------------

(3) 令和2年5月1日から、次のとおり一部を変更した。

〔第6 各種委員及び係裁判官〕

旧	新
2 判例委員会 委員長 長 官 綿 引 万 里 子 委員 判 判 倉 田 慎 也 同 同 判 古 久 保 正 人 同 同 判 始 久 関 正 光 同 同 判 鹿 鹿 野 正 二 同 同 判 田 中 寿 伸 生 同 同 判 堀 堀 堀 堀 堀 堀 堀 堀 同 同 判 萩 萩 萩 萩 萩 萩 萩 萩 同 同 判 竹 竹 竹 竹 竹 竹 竹 竹 同 同 判 後 後 後 後 後 後 後 後 同 同 判 福 福 福 福 福 福 福 福 同 同 判 秋 秋 秋 秋 秋 秋 秋 秋 同 同 判 吉 吉 吉 吉 吉 吉 吉 吉 同 同 判 信 信 信 信 信 信 信 信 同 同 判 彦 彦 彦 彦 彦 彦 彦 彦 (金沢支部) 堀 萩 竹 後 福 秋 吉 信 彦 内 本 内 藤 田 吉 浩 眞 知 恵 子 子 子 子 子 子 子 子 (事務局長)	2 判例委員会 委員長 判 事 倉 田 慎 也 委員 判 判 古 久 保 正 人 同 同 判 判 判 始 久 関 正 光 同 同 判 判 判 鹿 鹿 野 正 二 同 同 判 判 判 田 中 寿 伸 生 同 同 判 判 判 堀 堀 堀 堀 堀 堀 堀 堀 同 同 判 判 判 萩 萩 萩 萩 萩 萩 萩 萩 同 同 判 判 判 竹 竹 竹 竹 竹 竹 竹 竹 同 同 判 判 判 後 後 後 後 後 後 後 後 同 同 判 判 判 福 福 福 福 福 福 福 福 同 同 判 判 判 秋 秋 秋 秋 秋 秋 秋 秋 同 同 判 判 判 吉 吉 吉 吉 吉 吉 吉 吉 同 同 判 判 判 信 信 信 信 信 信 信 信 同 同 判 判 判 彦 彦 彦 彦 彦 彦 彦 彦 (金沢支部) 堀 萩 竹 後 福 秋 吉 信 彦 内 本 内 藤 田 吉 浩 眞 知 恵 子 子 子 子 子 子 子 子 (事務局長)

【参考】

旧	新
1 常置委員 規程2条1項1, 2号の委員 委員長 長 官 綿 引 万 里 子 委員 判 判 倉 田 慎 也 同 同 判 古 久 保 正 人 同 同 判 始 久 関 正 光 同 同 判 鹿 鹿 野 正 二 同 同 判 堀 堀 堀 堀 堀 堀 堀 堀 同 同 判 萩 萩 萩 萩 萩 萩 萩 萩 同 同 判 竹 竹 竹 竹 竹 竹 竹 竹 同 同 判 後 後 後 後 後 後 後 後 同 同 判 福 福 福 福 福 福 福 福 同 同 判 秋 秋 秋 秋 秋 秋 秋 秋 同 同 判 吉 吉 吉 吉 吉 吉 吉 吉 同 同 判 信 信 信 信 信 信 信 信 同 同 判 彦 彦 彦 彦 彦 彦 彦 彦 規程2条1項3号の委員 判 判 判 判 判 判 判 判 事 事 事 事 事 事 事 事 田 高 橋 聖 浩 中 橋 信 幸	1 常置委員 規程2条1項1, 2号の委員 <u>委員長</u> 判 事 倉 田 慎 也 委員 判 判 古 久 保 正 人 同 同 判 判 判 始 久 関 正 光 同 同 判 判 判 鹿 鹿 野 正 二 同 同 判 判 判 堀 堀 堀 堀 堀 堀 堀 堀 同 同 判 判 判 萩 萩 萩 萩 萩 萩 萩 萩 同 同 判 判 判 竹 竹 竹 竹 竹 竹 竹 竹 同 同 判 判 判 後 後 後 後 後 後 後 後 同 同 判 判 判 福 福 福 福 福 福 福 福 同 同 判 判 判 秋 秋 秋 秋 秋 秋 秋 秋 同 同 判 判 判 吉 吉 吉 吉 吉 吉 吉 吉 同 同 判 判 判 信 信 信 信 信 信 信 信 同 同 判 判 判 彦 彦 彦 彦 彦 彦 彦 彦 規程2条1項3号の委員 判 判 判 判 判 判 判 判 事 事 事 事 事 事 事 事 田 高 橋 聖 浩 中 橋 信 幸

【参考】（7月1日から）

旧	新
<p>1 常置委員</p> <p>常置委員会規程2条1項1, 2号の委員 委員長 長官 永野 厚郎 判事 倉田 慎也 判事 古久保 正人 判事 始関 正光 判事 鹿野 伸二 判事 堀内 満 判事 萩本 修</p> <p>常置委員会規程2条1項3号の委員 判事 田中 聖浩 判事 高橋 信幸</p> <p>常置委員会規程2条1項4号の委員 支部長 高山 光明</p>	<p>1 常置委員</p> <p>常置委員会規程2条1項1, 2号の委員 委員長 長官 永野 厚郎 判事 倉田 慎也 判事 古久保 正人 判事 始関 正光 判事 鹿野 伸二 判事 堀内 満 判事 萩本 修</p> <p>常置委員会規程2条1項3号の委員 判事 <u>升川智道</u> 判事 <u>菱川孝之</u></p> <p>常置委員会規程2条1項4号の委員 支部長 高山 光明</p>

3 裁判官以外の裁判所職員の人事異動等について

別紙第2のとおり

4 裁判官以外の裁判所職員の昇格について

別紙第3のとおり

5 その他

別紙第4のとおり

(別紙第1)

職務代行一覧

命・免発令日	職務代行	新官	現官	職氏名	職務代行期間		発令庁
					始期	終期	
R2.2.10	名古屋家判事補		名古屋地判事補・名古屋簡裁判事	小坂 真理子	R2.2.10	R2.3.31	高裁
R2.2.28	名古屋高判事	名古屋家判事(部総括)・名古屋簡裁判事	名古屋高判事・名古屋簡裁判事	田 邊 浩 典	R2.2.28	R2.3.31	高裁
R2.3.25	岐阜地家判事補・岐阜簡裁判事	名古屋地判事補	岐阜地家判事補・岐阜簡裁判事	馬 場 梨 代	R2.3.25	R2.3.31	高裁
R2.4.1	名古屋高判事	岐阜地家判事(部総括)・岐阜簡裁判事	名古屋高判事・名古屋簡裁判事	鳥 居 優 一	R2.4.1	R2.5.31	高裁
R2.4.1	名古屋家判事	津地家四日市支判事(支部長)・四日市簡裁判事(司掌者)	名古屋家判事(部総括)・名古屋簡裁判事	手 崎 政 人	R2.4.1	R2.4.10	高裁
R2.4.1	富山家判事補 (兼高岡支部勤務)		富山地判事補	岡 本 健 太 朗	R2.4.1	R3.3.31	高裁
R2.4.1	名古屋家豊橋支判事		名古屋地判事・名古屋簡裁判事	細 野 高 広	R2.4.1	R2.8.31	高裁

(別紙第2)

常置委員会諮問等事項

([REDACTED])

発令年月日	発令事項	異動前官職	氏名	備考
-------	------	-------	----	----

[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
------------	------------	------------	------------	------------

令和2年2月期異動計画

([REDACTED])

発令年月日

発令事項

異動前官職

氏名

備考

[REDACTED]

常置委員会諮問等事項

(事務職・書記職(幹部職員等) - 高裁任命権, 参考: 最高裁任命権等)

発令年月日	発令事項	異動前官職	氏名	備考
R2.4.1	名古屋高裁 民事首席書記官	岐阜地裁 事務局長	寺尾 英明	最高裁発令事項
R2.4.1	岐阜地裁 事務局長	富山地裁 事務局長	橋本 倫夫	最高裁発令事項
R2.4.1	富山地裁 事務局長	富山家裁 事務局長	河合 進	最高裁発令事項
R2.4.1	富山家裁 事務局長	最高裁 家庭局審査官	廣田 幸紀	最高裁発令事項
R2.4.1	名古屋家裁 少年首席書記官	岐阜家裁 首席書記官	楢原 明	最高裁発令事項
R2.4.1	岐阜家裁 首席書記官	名古屋家裁 少年次席書記官	海住 孝幸	最高裁発令事項
R2.4.1	名古屋家裁 少年次席書記官		鈴木 稔	最高裁発令事項
R2.4.1	富山地裁 民事首席書記官	名古屋地裁 事務局次長	橋本 昌也	最高裁発令事項
R2.4.1	名古屋地裁 事務局次長		沢田 和弘	最高裁発令事項
R2.4.1	金沢家裁 首席書記官	名古屋家裁 家事次席書記官	笠松 麻理子	最高裁発令事項
R2.4.1	名古屋家裁 家事次席書記官	福井地裁 事務局次長	大林 克典	最高裁発令事項
R2.4.1	福井地裁 事務局次長	福井家裁 事務局次長	武藤 和夫	最高裁発令事項
R2.4.1	福井家裁 事務局次長		木戸 琢磨	最高裁発令事項

常置委員会諮問等事項

(調査職(首次席総括クラス) - 高裁任命権, 参考: 最高裁任命権等)

発令年月日	発令事項	異動前官職	氏名	備考
R2. 4. 1	名古屋家裁	首席家裁調査官兼名古屋高裁家裁調査官 最高裁	家庭局第三課長 高橋 直人	最高裁発令事項(本務) 名古屋高裁発令事項(併任)
R2. 4. 1	静岡家裁	首席家裁調査官 津家裁	首席家裁調査官 秋元 卓雄	最高裁発令事項
R2. 4. 1	津家裁	首席家裁調査官 鳥取家裁	首席家裁調査官 椎野 肇	最高裁発令事項
R2. 4. 1	大津家裁	首席家裁調査官 岐阜家裁	首席家裁調査官 加藤 光久	最高裁発令事項
R2. 4. 1	岐阜家裁	首席家裁調査官 宮崎家裁	首席家裁調査官 新美 顕文	最高裁発令事項
R2. 4. 1	山口家裁	首席家裁調査官 名古屋家裁	次席家裁調査官 守安 匡	最高裁発令事項
R2. 4. 1	名古屋家裁	次席家裁調査官 京都家裁	次席家裁調査官 五百木 亜紀代	最高裁発令事項
R2. 4. 1	高知家裁	首席家裁調査官 福井家裁	事務局長 宮崎 聡	最高裁発令事項
R2. 4. 1	福井家裁	事務局長 仙台家裁	次席家裁調査官兼仙台高裁家裁調査官 田中 一男	最高裁発令事項
R2. 4. 1	金沢家裁	次席家裁調査官兼名古屋高裁金沢支部家裁調査官 千葉家裁	総括主任家裁調査官 大野 恵美	最高裁発令事項(本務) 名古屋高裁発令事項(併任)
R2. 4. 1	大阪家裁堺支部	総括主任家裁調査官 福井家裁	次席家裁調査官 松本 八千代	最高裁発令事項
R2. 4. 1	福井家裁	次席家裁調査官 津家裁	次席家裁調査官 信田 肇	最高裁発令事項
R2. 4. 1	津家裁	次席家裁調査官 奈良家裁	次席家裁調査官 川村 隆	最高裁発令事項
R2. 4. 1	盛岡家裁	次席家裁調査官 名古屋家裁	総括主任家裁調査官 武田 一幸	最高裁発令事項
R2. 4. 1	名古屋家裁	総括主任家裁調査官 函館家裁	次席家裁調査官 亀井 博之	最高裁発令事項
R2. 4. 1	東京家裁	次席家裁調査官 名古屋家裁岡崎支部	総括主任家裁調査官 鎌田 耕一	最高裁発令事項
R2. 4. 1	名古屋家裁岡崎支部	総括主任家裁調査官		最高裁発令事項
R2. 4. 1	宇都宮家裁	次席家裁調査官		最高裁発令事項
R2. 4. 1	横浜家裁川崎支部	総括主任家裁調査官		最高裁発令事項
R2. 4. 1	さいたま家裁川越支部	総括主任家裁調査官		最高裁発令事項

常置委員会諮問等事項

([REDACTED])

発令年月日	発令事項	異動前官職	氏名	備考
-------	------	-------	----	----

[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
------------	------------	------------	------------	------------

常置委員会諮問等事項

([REDACTED])

発令年月日	発令事項	異動前官職	氏名	備考
-------	------	-------	----	----

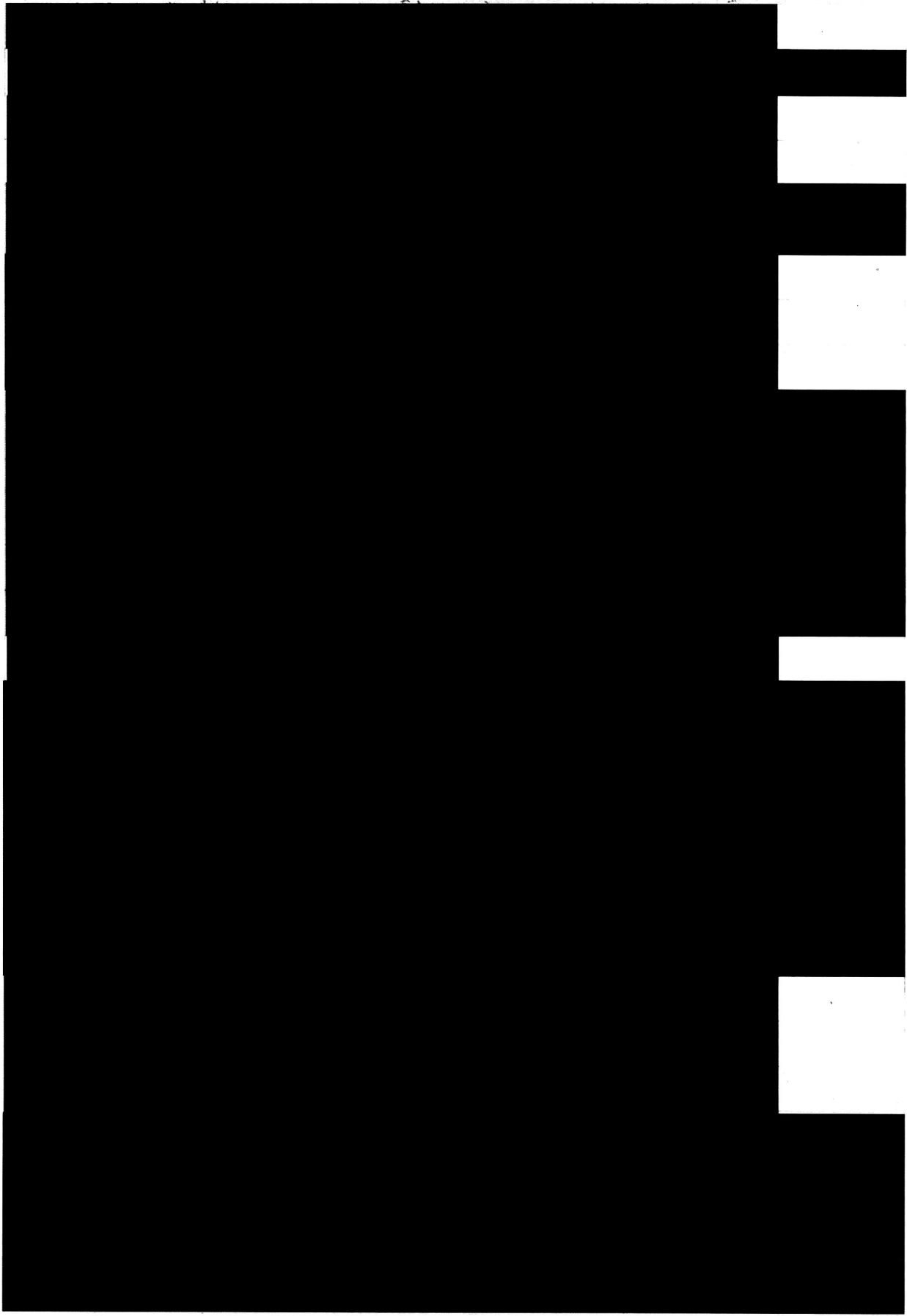
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
------------	------------	------------	------------	------------

発令年月日 発令事項

異動前官職

氏名

備考



常置委員会諮問等事項

([REDACTED])

発令年月日 発令事項

異動前官職

氏名

備考

[REDACTED]

常置委員会諮問等事項

([REDACTED])

発令年月日	発令事項	異動前官職	氏名	備考
-------	------	-------	----	----

[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

常置委員会諮問等事項

([REDACTED])

発令年月日

発令事項

異動前官職

氏名

備考

発令年月日	発令事項	異動前官職	氏名	備考
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

常置委員会諮問等事項

([REDACTED])

発令年月日

発令事項

異動前官職

氏名

備考

発令年月日	発令事項	異動前官職	氏名	備考
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]



所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			



所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			



所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			



所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			
[Redacted]			



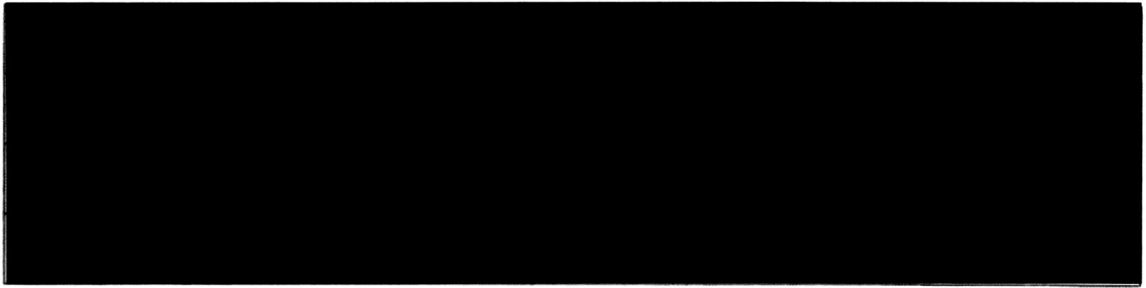
所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			



所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			



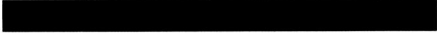
所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			



所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			

所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			[Redacted]
[Redacted]			[Redacted]

2



所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			

所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			[Redacted]
[Redacted]			[Redacted]
[Redacted]			[Redacted]

所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			

所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			

所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			

所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			[Redacted]
[Redacted]			
[Redacted]			

所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			

所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			

所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			

所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			

(別紙第4)

開示申出状況

令和2年6月1日現在

	申出日 (受理日)	開示申出内容(司法行政文書の名称等)	終局(通知)日	終局(通知)結果	苦情の有無
1	令和元年10月9日 (平成元年10月11日)		令和元年12月24日	一部開示 (不開示情報)	
2	令和元年6月9日 (令和元年6月17日)		令和元年12月25日	一部開示 (不開示情報) (文書不存在)	
3	令和2年1月19日 (令和2年1月21日)		令和2年2月3日	全部開示	
4	令和元年7月18日 (令和元年7月22日)		令和2年2月13日	一部開示 (不開示情報) (文書不存在) (存否応答拒否)	
5	令和元年7月28日 (令和元年8月1日)		令和2年4月2日	一部開示 (不開示情報) (文書不存在) (存否応答拒否)	
6	令和元年9月5日 (令和元年9月5日)		令和2年4月20日	一部開示 (不開示情報)	
7	令和2年4月10日 (令和2年4月13日)		令和2年5月28日	不開示 (文書不存在)	

※ 令和元年12月2日から令和2年6月1日までに終局(通知)をした開示申出である。

※ 上記のほか、令和2年6月1日までに終局(通知)をしていない開示申出が5件ある。